

<p>(2) 預金出納帳(口座別)の作成について(指摘事項) 預金口座別に個々の出納記録を明示した帳簿は管理上重要であるので、作成しておくべきである。</p>	<p>会計規程実施細則を改正し、「現金出納帳」、「預金整理簿」を「現金出納帳」、「預金出納帳」に様式を変更した。また、会計システムを変更し、電算処理で作成している。</p>
<p>(3) 月次資金計画の作成について(指摘事項) 会計規程に準拠した月次資金計画を作成するべきである。</p>	<p>管理受託事業だけでなく、建設技術支援事業、排水設備責任技術者事業及び管理費について月次資金計画を作成することに改めた。</p>
<p>(4) 物品検収手続並びに納品書、請求書日付について(指摘事項) 物品検収担当者が、納品書に検収印を押印し、検収の事実を立証できるように改めると共に物品検収手続を定めておくことが必要である。 また、納品書、請求書には納品日、請求書には納品日、請求日が記載されておらず、経費計上時期の正当性の検証できないものが散見された。</p>	<p>適切に納品確認をするため、納品書・請求書に検査(確認)年月日を記載し、検査員が押印するように定めた。 また、内部管理の一環として会議や研修を通じて周知徹底を図り、適正な運用に努めている。</p>
<p>(5) 共通運営管理費の処理について(指摘事項) ① 予定配分額の精算処理について 共通運営管理費については、配賦率を定め各事業費に配分しているが、管理費の予算と実績との差額に係る配分差額は県との間で精算処理されていない。</p>	<p>平成16年度における管理費の予算と実績との差額にかかる配分差額は、17年度決算において精算処理した。</p>
<p>② 配賦率見直しの必要性について 平成15年度予算編成時に定めた各事業への配賦率を用いているが、16年度と当時とは受託事業の範囲が大幅に異なっており、配賦率も見直すべきであった。</p>	<p>流域下水汚泥処理事業費、建設技術支援事業費等を勘案し、平成18年3月に合理的な配賦率に見直した。</p>
<p>(6) 下水道建設技術支援受託事業収入について(指摘事項) ① 建設工事施工監理収入について 工事完工時に収益計上すべきであるのに、年度内に入金されたため、売上計上されている未完工事分の収入があった。</p>	<p>未完工に係る入金については、前受金の勘定科目を設けて、工事完成時に収益計上するよう改めた。</p>
<p>② 調査、設計受注業務収入について 未完工事分の内金払い額を売上計上していた。</p>	
<p>③ 積算業務収入について 売上が重複して計上されているものがあった。</p>	<p>平成17年度決算において、過年度修正を行った。</p>
<p>(7) 下水道排水設備責任技術者更新講習受講手数料収入について(指摘事項) 内部報告書と収支計算書上の受講者数が不一致となっていた。徴求すべき額を正確に把握する必要がある。</p>	<p>更新講習受講申込書と郵便振替受払通知書及び払込取扱票とを照合・確認し、受講手数料及び受講申込者の正確な把握に努めている。</p>
<p>(8) 未成工事支出金について(指摘事項) 係数の算定根拠となる契約ごとの収入見積額に誤りがあり、正しく計算出来ていない。</p>	<p>平成17年度決算においては、各繰越工事毎の進捗率を正確に把握することにより、未成業務対応収入見積額等を適正に算定した。</p>
<p>(9) 派遣職員に係る退職金の負担について(指摘事項) 派遣職員の派遣期間に対する退職金は公社で負担すべきであるとする。県等派遣元との間で派遣職員に係る退職金の負担につき覚書等で明確にし</p>	<p>職員派遣においては、公社と関係市との間で必要な調整を行い、派遣職員の身分取扱い等について問題が生じることのないよう、給与、退職手当、共済制度及び福利厚生等について、各団体と「職員の派遣に関する協定書」を締結している。</p>

<p>ておく必要がある。</p>	
<p>(10) 未払金について (指摘事項) ① 未払金の計上日に誤っているものがあつた。月次の締めを設定し、月次試算表を確定させ、この日以降は遡及入力、変更不可とすべきである。</p>	<p>現行システムでは遡及入力を不可とすることは困難であるが、内容の精査、確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。また、適正な運用を図るため、会計システムの研修を実施している。</p>
<p>② 預り金勘定に計上すべきものを未払金として計上していた。</p>	<p>本来は、平成17年度の経費であるので、17年度決算において過年度修正した。源泉所得税等預り金については、預り金勘定に計上するよう改めている。</p>
<p>③ 期末において残高内容の精査等を一元的に行う体制になっていない。本来は、相手先別、摘要別等で残高明細を作成し、内容について精査するような体制を整えるべきである。</p>	<p>残高内容が確認できる会計システムに改めた。</p>
<p>(11) 未払税金の計上について (指摘事項) 法人税・住民税・事業税は平成16年度の所得にかかわる税金であるので、16年度決算に未払計上しておくべき性質のものであるが、支払いペースで処理されている。</p>	<p>法人税等の未払税金は、当該年度の決算に計上することとし、平成17年度決算では未払金に計上し、18年5月31日に申告納付した。</p>
<p>(12) 事務処理の誤りにについて (指摘事項) ① 特定預金取崩収入について 創立記念事業積立預金を、平成16年度末の理事会において17年度に取崩すこととして承認を受けたにもかかわらず、16年度に取崩している。</p>	<p>平成17年3月31日に創立記念事業積立の定期預金の満期日が到来し、同日解約したため16年度に取崩しが発生したが、予算とのチェックを十分に行い、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>② 前払費用について 本来は前払費用として計上すべきものが計上されていなかった。</p>	<p>会館使用料等で前払いすべき費用については、前払金勘定で処理するよう改めた。</p>
<p>③ 固定資産について (a) 固定資産の取得価額と減価償却累計額の誤りにについて 車両運搬具と什器備品につき、総勘定元帳上の取得価額と減価償却累計額に誤りがある。 また、車両運搬具については、減価償却明細表の取得価額、減価償却累計額にも誤りがある。</p>	<p>平成17年度決算で修正処理した。</p>
<p>(b) 什器備品の計上について 取得価額10万円未満の少額資産が固定資産に計上され減価償却している。 また、同年度に取得し、廃却した固定資産の固定資産台帳が作成されていなかった。</p>	<p>誤って固定資産に計上していた10万円未満の資産については、17年度決算で除却し、備品台帳に記録し管理している。 また、固定資産台帳に所要事項の記録を行い、帳簿を整備した。</p>
<p>3 契約に関する事項 (1) 運転管理委託の指名競争入札について (意見) 同じ相手と長期にわたって委託している案件が存在するので、指名競争入札に競争原理が働く工夫の検討が必要である。</p>	<p>運転管理委託については、施設の安全・安定稼働、危機管理能力の担保等の要請から、下水処理に係る豊富な専門的知識と個々の施設及び機器類に係る習熟が必要であるが、平成20年度委託契約分から、県の入札制度を参考にして県とともに検討を進める。</p>
<p>(2) 随意契約の妥当性について (意見) 随意契約審査会の審査を経ずに随意契約しているものがあつた。外郭団体においても、民間企業と同様の扱いとすべきである。</p>	<p>(財)ひょうご環境創造協会との随意契約については、平成18年度から指名競争入札に切り替えた。(社)兵庫みどり公社についても、19年度から指名競争入札に改める。</p>

<p>(3) 契約事務の管理について (意見)</p> <p>① 入札参加者選定委員会について</p> <p>(a) 委員会の記録に、委員会の対象となった案件の契約名、契約番号等を記載し、案件を特定できるようにする必要がある。</p>	<p>複数案件を審査するときにも、案件ごとに委員会記録を作成するように改めた。</p>
<p>(b) 金額基準を超える案件に関しては、網羅的に委員会にて協議、承認されていることを確認できるようにする必要がある。</p>	<p>案件の契約名、番号等を記載した一覧表を新たに定め、委員会議決をファイルし、網羅的に確認できるような事務処理に改めた。</p>
<p>(c) 委員会への「入札参加業者指名選定伺」等の伺いの提出が必ずしも統一されていない。統一が望ましい。</p>	<p>委員会に提出される「入札参加者指名選定伺」、「指名選定書」や「随意契約伺」等の様式を統一した。</p>
<p>② 保証人選定について</p> <p>業務完成保証人の選定の際、資力及び能力の点を検証する過程が明らかでなく、受託者に対する承諾の意思表示も行われていないので、実施する必要がある。</p>	<p>指名競争入札に参加した業者であれば、資力、技術力等については入札参加資格を審査する際に確認しており、受託者と同等の資力、技術力等があると判断している。</p> <p>なお、承諾の意思表示は、三者契約時に行われている。</p>
<p>③ 契約書類の管理について</p> <p>設計書等の書類が漏れなく作成、保管されているかのチェックが不十分であるので、確認出来るようにする必要がある。</p>	<p>新たに「必要書類チェックリスト」を作成し、一元的な運用を図るよう周知徹底した。</p>
<p>④ 契約状況報告について</p> <p>定型的なフォームで報告させるなど有効な契約管理を行う必要がある。</p>	<p>月次の契約状況報告書の様式を統一し、適正な契約管理を行っている。</p>
<p>4 物品管理に関する事項</p> <p>(1) 備品の管理について (指摘事項)</p> <p>公社が管理している備品について、本社では備品台帳を作成していない等、適正に管理されていない。</p>	<p>県と公社の業務委託契約書第15条により管理する備品については、県の「備品管理要領」に基づいて備品整理票を貼付の上、備品出納簿を作成し管理することとした。また、公社の備品についても、備品台帳を作成している。</p>
<p>(2) 施設保守補修用部品の管理について (指摘事項)</p> <p>汚水処理用消耗品台帳、汚泥処理用消耗品台帳を作成していない事務所があった。</p> <p>また、施設保守補修用部品は、貯蔵品として公社の貸借対照表に計上する方が、管理が徹底することになるので、税務面の対応も含め簿外処理することの可否を検討すべきである。</p>	<p>汚水処理用消耗品及び汚泥処理用消耗品について、それぞれ施設消耗品と水質消耗品の二つに分類し、全品目の単価、月毎の受払、評価額等を記載した施設消耗品台帳及び水質消耗品台帳を作成し、管理することとした。</p> <p>県と公社の業務委託契約は単年度契約であり、公社の貸借対照表に貯蔵品として計上することは適当でないと考えている。</p>
<p>(3) 薬品類の管理について (指摘事項)</p> <p>① 試薬について、死蔵品となっているものが多いので、保管管理すべきかどうか検討する必要がある。</p>	<p>過去5年間異動がなく保管する必要性の乏しいものについては、廃棄した。</p>
<p>② 毒物在庫表に残量記録がないもの、帳簿上数量と実地棚卸数量との間に相当の差異が生じているものがあった。</p>	<p>毒物及び特定毒物については、受払いの都度、残量を必ず台帳に記載するとともに、数字の誤記入がないか必ず確認するよう改めた。</p>
<p>③ 運転管理の再委託業者が実質的に管理していたり、管理規定がないところがある。</p>	<p>工業薬品等については、日報と月報の様式を定めるとともに、毒物等については従来の取扱要領に基づく台帳により適正に管理するよう改めた。</p>
<p>④ 購入時に費用処理し、期末残高は貯蔵品として貸借対照表に計上すべきである。</p>	<p>薬品等に係る県と公社の業務委託契約は単年度契約であり、公社の貸借対照表に貯蔵品として計上することは適当でないと考えている。</p>

<p>5 その他の事項</p> <p>(1) 退職給与引当金について (意見) 普通退職の場合の要支給額で引当をする方がより合理的である。</p>	<p>職員数が300人未満の公益法人では、自己都合要支給額を用いる方法(簡便法)が一般的である。 他団体の例も参考に、今までどおり、自己都合により退職した場合の要支給額で引き当てる。</p>
<p>(2) 超過勤務手当について (意見)</p> <p>① 命令簿には、超過勤務の具体的な従事内容を記載すべきである。</p>	<p>具体的な従事内容を記載するよう改めた。</p>
<p>② 事務所ごとで異なる締め日を統一すべきである。</p>	<p>月末締め統一した。</p>
<p>③ 締め日の関係で、命令簿と支給額との関連が明確でないので、明確にする必要がある。</p>	<p>締め日を月末に統一し、締め日に対応した命令簿を作成している。</p>
<p>④ 手当が高額になっている者があったので、計画的に業務を配分するよう工夫すべきである。</p>	<p>超過勤務の縮減のため、総務課に臨時職員を1名配置し、業務の平準化を図った。</p>
<p>(3) 委託契約に係る業務報告について (意見)</p> <p>① 定期報告について 県への報告書の提出期限が守られていない。また、仕様書に定められた以外の事項が報告されているので、報告すべき内容を見直し、修正する必要がある。</p>	<p>報告書の提出期限は遵守するよう徹底した。 また、定期報告の内容を見直し、委託業務仕様書を改正した。</p>
<p>② 随時報告について 随時報告の内容は、明確かつ具体的な報告基準を明確にしておくことが必要である。</p>	<p>随時報告の具体的な報告基準を明確に定め、委託業務仕様書を改正した。</p>
<p>(4) 施設消耗品費(施設保守補修部品)等の期末月の購入高について (意見) 施設消耗品費及び什器備品費の購入高が期末月に集中しているため、計画的な購入に努める必要がある。</p>	<p>各事務所あて、年度を通じて計画的な調達に努めるよう周知徹底するとともに、月次決算で執行状況のチェックを行い、購入時期の適正化を図っている。</p>

平成18年3月31日付け包括外部監査報告に係る措置

病院局関係

兵庫県病院局所管の病院事業に関する財務事務の執行と経営に係る事業の管理のうち主として人件費について

指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>1 一般会計繰入金の繰入基準の適否について(意見)</p> <p>国の地方財政計画上の公営企業繰出金を基礎として算出する一般会計繰入金が過少であることや県独自基準による繰入金の算定の合理性を立証する必要がある。</p>	<p>県立病院が提供している高度専門、特殊医療等が有する不採算部門に対する一般会計繰入金の繰入基準は、国基準を基本としている。また、国基準では賄いきれない部分については、毎年度当初予算編成時に算定の合理性について検証している。</p> <p>なお、平成19年度当初予算においても、救急医療経費の算定について見直しを行った。</p>
<p>2 給料表の見直しについて(意見)</p> <p>病院事業の業績改善が十分でない場合は、給与表の構造そのものに能力主義、成果主義を民間並みにより強く反映させることが肝要である。</p>	<p>平成18年4月から実施している「昇給カーブのフラット化」、「査定昇給の導入」等を内容とした給与構造改革の取組の効果を踏まえつつ、地方公営企業法第38条の給与決定原則に基づき、引き続き給料表の構造の見直し、人件費増加の更なる抑制、勤務成績の給与への反映等に努める。</p>
<p>3 業務委託、及び臨時職員等の活用促進について(意見)</p> <p>公務員としての病院職員が担うべきコアの業務とそうでない業務を各病院において仕訳し、民間に委託化できる業務、臨時職員等を活用できる業務については、経済性、効率性の観点から、より一層推進していく必要がある。</p>	<p>地方公営企業法の全部適用以降、これまで実施してきた医事業務や病棟補助業務等の委託に加え、手術器械等の滅菌業務や現業部門の見直しに伴う業務委託等の推進に努めてきたところであり、引き続き病院事業の効率化を図る観点から、業務委託、臨時職員等の活用促進を図り、安定した病院経営の確保に努める。</p>
<p>4 人事ローテーションルールの見直しについて(意見)</p> <p>病院局の現在の人事では、事務職については、知事部局と人事交流を行っていることもあり、修得した病院の経営管理に関する知識やノウハウが十分活かされているとはいえない面がある。病院の運営管理に係る知識やノウハウを有する人材の育成に一層配慮した人事ローテーションが必要である。</p>	<p>事務職の異動については、知事部局の総合調整のもと、実施されていることから、病院の運営管理に係る知識やノウハウを有する人材に一層配慮した人事ローテーションとなるよう、引き続き知事部局と調整を行う。</p>
<p>5 人事管理の見直し促進について(意見)</p> <p>地方公営企業法の全部適用により、知事から管理者に付与された権限に基づき、病院局独自の昇任・昇格基準や異動基準の制定、若手職員の抜擢や女性職員の登用等の改革が行われているが、更なる改革が必要である。</p>	<p>病院事業管理者に付与された権限を発揮し、今後とも引き続き必要性が高く効果的であると考えられる人事管理面での取り組みに努める。</p>

<p>6 地方独立行政法人への移行検討について(意見)</p> <p>地方公営企業法の全部適用の成果が十分に得られず、将来的に経営の健全化が困難と判断される場合には、地方独立行政法人化など全部適用に代わる他の運営形態についても、有識者等の意見も聞きながら検討することが必要である。</p>	<p>現在、診療機能の充実による収益の確保、業務の合理化等による徹底した費用の抑制など、収支両面にわたり経営改善に取り組んでいる。今後、病院事業全般にわたる総点検を実施し、引き続き県民の期待に応えることとしているが、地方公営企業法の全部適用の成果が十分に得られない場合には、他の運営形態についても多角的に検討していく。</p>
<p>7 退職手当制度の見直しについて(意見)</p> <p>民間における退職金制度を参考に退職手当制度の見直しについても早い時期に検討すべきである。</p>	<p>退職手当制度の見直しとして、平成15年度に長期勤続者に対する調整率の引き下げを行うとともに、平成16年度に退職時特別昇給の廃止を行った。</p> <p>また、平成18年4月からは、年功加算的な制度の是正のための取組みとして、①退職手当の支給率カーブのフラット化、②勤続年数に中立的な形での公務貢献度を勘案する部分の新設等を内容とした新たな退職手当制度を実施した。</p>
<p>8 職員互助会補助事業費の負担について(意見)</p> <p>県は互助会に対して補助金を交付しているが、病院局の職員に対するものも一括して負担している。本来、病院局の職員に係る負担金は病院事業会計で負担すべきである。</p>	<p>平成17年度から病院事業職員にかかる部分は、病院事業会計で負担するよう改めた。</p>
<p>9 退職給与引当金の引当不足について(意見)</p> <p>退職給与金は、現金主義による退職手当の支出に基づき費用計上しているが、財政状態、経営成績を正確に把握する上では、発生主義の考えに従った会計処理をする必要がある。</p>	<p>「欠損金がある場合、退職給与引当金を計上することは適当でない」との行政実例があり、本県と同様に、他の都道府県立病院でも、発生主義に従った会計処理が実施できていない。しかし、包括外部監査人が指摘する「発生主義に従った退職給与引当金の計上」は企業会計原則に基づいた方法であるため、今後、病院事業決算の黒字化を達成した段階で、実施していく。</p>
<p>10 期末手当、勤勉手当の引当計上について(意見)</p> <p>現金主義に基づき支給時に費用として計上しているが、発生主義の考えに従えば、前年度の期間に対応する金額は、前年度の費用として計上しておくことが必要である。</p>	<p>本県と同様に、他の都道府県立病院でも、発生主義に従った会計処理は実施していない。ただし、包括外部監査人が指摘する「発生主義に従った期末・勤勉手当の引当金の計上」は企業会計原則に基づいた方法であるため、今後、病院事業決算の黒字化を達成した段階で、他府県の動向や継続性も勘案し、検討する。</p>

<p>11 最高号給及び最高号給を超える給料月額にある者の昇給の限定について(意見)</p> <p>給料表の最高の号給を超えて昇給させている事例が散見されるが、厳しい財政事情を考慮し、勤務成績が特に良好であるものに昇給を限定するなど運用の見直しが必要である。</p>	<p>最高号給あるいは最高号給を超える給料月額にある職員について勤務成績が「良好」な場合において、一定月数を経過することで昇給させることは、現行給与制度下において、妥当性を欠くものではないとされているが、給与構造改革の取組として、年功的な給与制度を見直し、各職務の級における職務・職責の違いをより明確にするため、平成18年4月から、最高号給を超える昇給は廃止した。</p>
<p>12 扶養手当支給要件の調査について(意見)</p> <p>支給要件の確認調査を定期的実施するとともに、女性職員のみを対象に実施している確認調査は扶養手当を受ける全職員を対象に実施すべきである。</p>	<p>平成18年4月28日付け病院局長通知「各種手当に係る制度運用の一層の適正化について」を病院長宛て発出し、扶養手当の認定後の支給要件の確認については、「病院事業職員の給与に関する規程」第54条第1項において準用するS53.12.25付人第443号「扶養手当の支給要件の確認について」総務部長通知に基づき、適切に行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>13 調整手当の見直しについて(意見)</p> <p>調整手当の支給割合は昭和60年12月以降改定されておらず、民間賃金と地域間格差が適切に是正されているとは考えにくい状況にあること等により、支給の見直しを検討することが必要である。</p>	<p>平成18年4月から調整手当を廃止し、民間賃金水準を基礎とする地域手当を新設した。</p> <p>ただし、国の支給基準をそのまま適用することは、必ずしも本県の実情に合致するものではないことから、今後、人事委員会による民間給与実態の調査結果を踏まえたうえで、本県の地域手当の支給率を見直すこととしている。</p>
<p>14 住居手当に関する事項</p> <p>(1) 住居手当の新築等から5年経過後の支給額について(指摘事項)</p> <p>病院給与規程では、新築等から5年経過後の支給額は1,000円と定められているのに、実際は経過期間にかかわらず、一律3,500円が支給されていた。速やかに適正な対応をとることが必要である。</p>	<p>解釈上誤解を招くことのないよう、平成18年4月1日付で病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)を改正した。</p>
<p>(2) 住居手当の支給要件の調査について(意見)</p> <p>住居届提出後の事後調査は実施されていないのが現状であり、定期的な調査を実施することが必要である。</p>	<p>平成18年4月28日付け病院局長通知「各種手当に係る制度運用の一層の適正化について」を病院長宛て発出し、住居手当の支給要件について、年末調整にかかる書類の提出時に、定期的な確認調査を実施するよう周知徹底を図った。</p>
<p>(3) 住居手当並びに官舎の見直しについて(意見)</p> <p>支給の要否または支給対象の見直しが必要と考える。また、入居率が50%以下の医師公舎及び看護師宿舎については、経済性を考慮し、廃止(必要分は借上げ)することを検討すべきである。</p>	<p>住宅を保有する職員に対する住居手当の取扱いについては、国、他府県及び本県全体における見直しの動向に留意しながら引き続き検討を行う。</p> <p>入居率が低迷している県有宿舎については、倉庫等への転用などにより有効活用を図ってきているが、今後は、老朽化したものについては、借上げへの切替を検討していくとともに、借上公舎については、一部解約も検討していく。</p>

<p>15 通勤手当に関する事項</p> <p>(1) 通勤手当の支給額について(指摘事項)</p> <p>病院給与規程で定められている額と実際の支給額が相違している事例が散見されたので、速やかに適正な対応をとることが必要である。</p>	<p>解釈上誤解を招くことのないよう、平成18年4月1日付で病院事業職員の給与に関する規程(平成14年3月29日病院局管理規程第12号)を改正した。</p>
<p>(2) 通勤距離の实地測定について(意見)</p> <p>支給金額が変わる区分の境界近辺の事案については、原則的方法である実測により判定すべきである。</p>	<p>平成18年4月28日付け病院局長通知「各種手当に係る制度運用の一層の適正化について」を病院長宛て発出し、通勤手当の支給額が変わる境界区分近辺の認定については、実測により正確な通勤距離の把握に努め、適正な認定を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>16 特殊勤務手当に関する事項</p> <p>(1) 医師手当及び看護業務手当の見直しについて(意見)</p> <p>医師・歯科医師職給料表及び看護職給料表において勤務の特殊性がすでに考慮されているので、医師手当及び看護業務手当は根拠に合理性を欠き、廃止することが適当である。</p>	<p>平成18年4月から医師手当は廃止し、看護業務手当は、国及び他府県の状況等を踏まえて、支給対象を次に掲げる者に限定した。</p> <p>(1) 兵庫県立光風病院に勤務する看護師である職員 (2) 結核病棟等において結核患者、感染症患者又は精神病患者の看護業務に従事する看護師である職員(1)以外 (3) ICU(集中治療室)等において看護業務に従事する看護師である職員</p>
<p>(2) 夜間看護等手当と夜勤手当との重複性について(意見)</p> <p>両手当ともに同じ時間帯(深夜)であることを理由に支給されており、支給理由について共通する面を有しているため、手当が重複している。</p>	<p>深夜における勤務に対しては、割増賃金として夜勤手当が支給されているが、そのうち勤務の強度の比較的顕著なものに対しては、それぞれの勤務の実態に着目し、別途一定額の特殊勤務手当を併給している。</p> <p>夜間看護等手当もそのひとつであり、その支給額は夜勤手当とは異なり、勤務一回当たりの定額により定められており、手当の支給の観点異なること、国、他府県においても同様の取り扱いをしていることから、当該指摘は妥当性を欠いたものであると考えているが、今後、国や他府県の動向等に留意しつつ、必要と判断される場合には見直しを行う。</p>
<p>(3) 看護師でない職員に対する夜間看護等手当の支給について(意見)</p> <p>淡路病院では放射線技師等の看護師以外の職員に対しても夜間看護等手当が支給されていた。</p> <p>手当の支給対象の安易な拡大に繋がらないようにすべきである。</p>	<p>淡路病院は県立病院で唯一、第一次から三次までの救急を担う医療機関であり、時間外の救急患者数が他の病院に比べて多く、看護師と同様に深夜における勤務の強度が比較的顕著であることを理由に、放射線技師等の看護師以外の職員に対しても当該手当を支給しているが、支給対象については、管理規程で定められた適正な手続を経て決定している。</p> <p>支給対象については、安易な範囲拡大に繋がらないよう十分留意する。</p>

<p>(4) 放射線作業手当及び衛生検査作業手当の見直しについて(意見)</p> <p>両手当ともに、対象業務に従事した実績とは関係なく、資格保有者に対して月額定額支給しているため、必ずしも特殊勤務手当の支給趣旨に合致した支給方法となっていない。</p> <p>対象業務に従事した実績に応じて支給する方法に統一すべきである。</p>	<p>特殊勤務手当は、その職にあることを理由として支給されるべきものではなく、対象となる業務に従事した場合ごとに支給されるべきものであることから、平成18年4月から、両手当とも支給対象業務に従事した場合に限定した上で、日額手当として支給することとした。</p>
<p>17 超過勤務手当に関する事項</p> <p>(1) 超過勤務時間の承認手続について(指摘事項)</p> <p>超過勤務命令補助簿に権限者の確認の痕跡が認められないものが散見されたことから、必ず権限者が確認を行ったことを証するサイン、チェック等がなされるべきである。</p>	<p>平成18年4月28日付け病院局長通知「各種手当に係る制度運用の一層の適正化について」を病院長宛て発出し、超過勤務の実施にあたっては、「超過勤務命令補助簿」を適切に活用し、事前命令、事後確認の徹底を行うよう、改めて関係職員に周知徹底を図った。</p>
<p>(2) 超過勤務時間の集計誤りについて(指摘事項)</p> <p>集計誤りが発生しており、合理化、効率化を図ることが必要である。</p> <p>なお、衛生検査作業手当や夜間看護等手当など勤務実績に応じて支給する手当についても、同様である。</p>	<p>平成18年4月28日付け病院局長通知「各種手当に係る制度運用の一層の適正化について」を病院長宛て発出し、超過勤務手当をはじめ、勤務実績に応じて支給する手当の集計業務については、パソコンを活用するなど、業務の効率化並びに処理の正確化について周知徹底を図った。</p>
<p>18 夜勤手当の支給誤りについて(指摘事項)</p> <p>淡路病院では、実際の勤務時間から算定される夜勤手当支給対象時間と、実際に支給された時間とが整合していなかった。</p>	<p>平成18年4月28日付け病院局長通知「夜間勤務時間の設定と手当支給の適正化について」を管理局長宛て発出し、勤務時間及び休憩時間の設定並びに手当支給の適正化を図った。</p>
<p>19 期末手当及び勤勉手当の基礎額に調整手当を含めることの見直しについて(意見)</p> <p>現状の調整手当をそのまま期末手当基礎額に含めることは適当でないので、期末手当基礎額の内容については、調整手当の見直しと併せて検討する必要があると考える。</p> <p>また、勤勉手当の基礎額にも調整手当が含まれているが、上記同様の問題がある。</p>	<p>平成18年4月に期末手当及び勤勉手当の算定基礎額としている調整手当を廃止し、民間賃金水準を基礎とする地域手当を新設した。</p> <p>地域手当を期末・勤勉手当の基礎額に含めること自体については、「一般職員の給与に関する法律」第19条の4第4項及び第19条の7第3項に定める国家公務員における取扱いと同様であり、適正を欠くものではないと考えている。</p> <p>なお、国家公務員における地域手当の支給率をそのまま本県に適用することは、必ずしも本県の実情に合致するものではないことから、今後、人事委員会による民間給与実態の調査結果を踏まえたうえで、本県の地域手当の支給率を見直すこととしている。</p>

<p>20 勤勉手当の支給方法の見直しについて(意見)</p> <p>勤勉手当の支給率は実質的にほぼ一律に決定されているのが実態であり、職員個別の勤務成績に応じた支給率とはなっていない。</p> <p>なお、管理職については、勤勉手当の一部を勤務成績に応じて配分するよう変更したとのことであるが、今後、できるだけ早期に一般職員を含めた対応をとる必要がある。</p>	<p>勤勉手当の勤務実績の反映にあたっては、「良好(標準)」の上に、「特に優秀」「優秀」の成績区分を設け、「特に優秀」の成績区分の人員分布率をおおむね10%以内とし、「優秀」の成績区分の人員分布率をおおむね30%以内として、勤勉手当の支給総額の上限である0.725と「良好(標準)」0.71との差である0.015を原資として、それを「特に優秀」及び「優秀」の成績区分に配分することとしている。</p> <p>管理職については、平成18年6月期から勤務成績に応じて配分したところであり、一般職についても、平成19年6月期から導入することとしている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年4月27日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 小林 道美

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
教育情報システム一式(賃貸借)
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
平成19年8月1日(水)から平成24年7月31日(火)(5年間)
- (4) 設置場所
兵庫県立教育研修所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒673-1421 加東市山国2006-107

兵庫県立教育研修所 情報教育研修課 担当 難波 佐藤
電話 (0795) 42-3104 F A X (0795) 42-5393
電子メール kanri@hyogo-c.ed.jp

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成19年4月27日(金)から同年5月11日(金)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後12時45分までを除く。)

- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成19年5月14日(月)午後2時 兵庫県立教育研修所 教育情報棟 講義室

- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成19年6月6日(水)午後2時 兵庫県立教育研修所 教育情報棟 講義室

- (5) 入札書の提出期限
(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年6月5日(火)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により提出書類を持参し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成19年4月30日(月)から同年5月28日(月)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後12時45分までを除く。)

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの。

エ 協議結果

平成19年5月31日(木)に入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)エにより承認された物品で入札すること。

- (4) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成19年5月11日(金)までに提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年6月5日(火)午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立教育研修所長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

全額免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等を行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成19年6月中旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Michiharu Kobayashi, Director of Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-service Training

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Educational Information System 1 set

(3) Lease period :

From 1 August 2007 through 31 July 2012

(4) Lease places :

Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-service Training

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 May 28, 2007

(6) Deadline for tender :

14:00 June 6, 2007 by direct delivery

17:00 June 5, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Kouji Namba, Katsuhiko Satou, Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-service Training

2006-107, Yamakuni, Kato-city, Hyogo, 673-1421, Japan

Phone : (0795) 42-3104 Fax : (0795) 42-5393 E-mail : kanri@hyogo-c.ed.jp

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆

議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年4月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

1 病院及び介護老人保健施設の表たつの市の項中、

兵庫県立粒子線医療センター	同 市新宮町光都1丁目2-1
---------------	----------------

を

兵庫県立粒子線医療センター	同 市新宮町光都1丁目2-1
リハビリテーション西播磨病院	同 市新宮町光都1丁目7-1

に改める。

2 老人ホームの表伊丹市の項中、

株式会社日本健康管理事業団やすらぎの館	同 市中央2丁目5-22
---------------------	--------------

を

介護付有料老人ホーム やすらぎの館	同 市中央2丁目5-22
-------------------	--------------

に改める。

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

平成19年4月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠史

1 平成19年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア レギュラーガソリン 予定数量 約115万リットル

イ ハイオクガソリン 予定数量 約66万リットル

ウ 軽油 予定数量 約7万リットル

(2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

(3) 落札者を決定した日

平成19年3月5日

(4) 落札者の名称及び住所

三宮オイル株式会社 神戸市兵庫区下三条町3番22号

(5) 落札金額(消費税額は除く)

ア レギュラーガソリン 1リットル 124円

イ ハイオクガソリン 1リットル 134円

ウ 軽油 1リットル 102円

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般

(7) 入札公告をした日

平成19年1月19日

2 平成19年度兵庫県警察車両用タイヤ・チューブの単価契約

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア タイヤ 予定数量 約4,700本

イ チューブ 予定数量 約 530枚

(2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

(3) 落札者を決定した日

平成19年3月5日

(4) 落札者の名称及び住所

株式会社福井タイヤ商会

姫路市元塩町102

(5) 落札金額

別紙のとおり

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般

(7) 入札公告をした日

平成19年1月19日

平成19年度 タイヤ・チューブ契約単価表

No	種別	サイズ	単価(円)
1	乗用車	T/L 145/80R13	4,580
2	乗用車	T/L 155/80R13	5,000
3	乗用車	T/L 165/80R13	5,300
4	乗用車	T/L 165/80R14	5,780
5	乗用車	T/L 185/80R14	6,620
6	乗用車	T/L 195/80R14	7,040
7	乗用車	T/L 155/70R13	4,820
8	乗用車	T/L 175/70R13	5,360
9	乗用車	T/L 185/70R13	5,720
10	乗用車	T/L 165/70R14	5,360
11	乗用車	T/L 175/70R14	5,720
12	乗用車	T/L 185/70R14	6,140
13	乗用車	T/L 195/70R14	6,740
14	乗用車	T/L 205/70R14	7,160
15	乗用車	T/L 205/70R15	7,640
16	乗用車	T/L 175/65R14	5,900
17	乗用車	T/L 185/65R14	6,320
18	乗用車	T/L 195/65R14	6,800
19	乗用車	T/L 165/65R15	6,680
20	乗用車	T/L 185/65R15	6,800
21	乗用車	T/L 195/65R15	7,200
22	乗用車	T/L 205/65R15	7,800
23	乗用車	T/L 215/65R15	8,480
24	乗用車	T/L 205/65R16	10,640
25	乗用車	T/L 215/65R16	9,560
26	乗用車	T/L 195/60R15	7,640
27	乗用車	T/L 205/60R15	8,000
28	乗用車	T/L 215/60R16	9,860
29	乗用車	T/L 205/55R16	10,280
30	乗用車	T/L 205/50R16	10,220
31	乗用車	T/L 215/45R17	12,620
32	乗用車	T/L 225/45ZR17	12,980
33	クロカン	T/L 225/80R15(4WD)	11,420
34	クロカン	T/L 235/70R15(4WD)	11,840
35	クロカン	T/L 235/70R16(4WD)	12,620
36	クロカン	T/L 245/70R16(4WD)	13,340
37	クロカン	T/L 275/70R16(4WD)	14,240
38	バン・小型トラック	T/L 195/70R15 106/104L	9,560
39	バン・小型トラック	T/L 215/70R15 107/105L	10,400
40	バン・小型トラック	T/L 205/80R17.5 120/118L	13,160
41	バン・小型トラック	T/L 245/50R14.5 106L	11,120
42	バン・小型トラック	T/L 145R12-6P	4,640
43	バン・小型トラック	T/L 145R13-6P	5,180
44	バン・小型トラック	T/L 155R13-8P	5,840
45	バン・小型トラック	T/L 165R13-8P	6,260
46	バン・小型トラック	T/L 165R14-8P	6,800
47	バン・小型トラック	T/L 185R14-6P	7,220
48	バン・小型トラック	T/L 185R14-8P	7,520

契約業者 徳福井タイヤ商会

No	種別	サイズ	単価(円)
49	バン・小型トラック	T/L 195R14-8P	8,420
50	バン・小型トラック	T/L 195R15-8P 195/80R15 107/105L	8,840
51	バン・小型トラック	T/L 215/80R15 112/110L	9,800
52	バン・小型トラック	T/T 650R16-10P	10,760
53	バン・小型トラック	T/T 700R15-12P	11,480
54	バン・小型トラック	T/T 700R16-12P	11,660
55	バン・小型トラック	T/T 750R16-10P	11,660
56	バス・トラック	T/T 750R18-14P	24,200
57	バス・トラック	T/T 825R16-14P	21,600
58	バス・トラック	T/L 225/90R17.5	24,200
59	バス・トラック	T/L 245/70R19.5	27,200
60	バス・トラック	T/L 9R19.5-14P	26,200
61	二輪	T/L 110/80-17H	11,810
62	二輪	T/L 140/80-17H	16,640
63	二輪	T/L 120/70ZR17	17,300
64	二輪	T/L 180/55ZR17	22,680
65	二輪	T/L 120/60ZR17	15,770
66	二輪	T/L 160/60ZR17	21,020
67	二輪	T/L 110/70-17	11,810
68	二輪	T/L 140/70-17	13,830
69	二輪	T/L 275/14-35P (4P)	6,160
70	二輪	T/L 275/14-41P (6P)	6,400
71	二輪	T/L 350/10-51J	6,310
72	二輪	T/L 100/90-10-56J	6,390
73	二輪	T/L 110/70-12	6,470
74	二輪	T/L 120/70-12	6,740
75	二輪	T/L 90/90-10H	6,040
76	二輪	T/L 300/10-42J	5,950
77	二輪	T/T 225/17-4P	5,090
78	二輪	T/T 250/17-4P	5,710
79	二輪	T/T 300/16-4P	5,810
80	二輪(トライアル)	T/T 275/21-4P	4,100
81	二輪(トライアル)	T/T 400/18-4P	4,910

No	種別	サイズ	単価(円)
82	チューブ	225-17	3,920
83	チューブ	250-17	3,920
84	チューブ	300-16	3,960
85	チューブ	275-21(トライアル)	860
86	チューブ	400-18(トライアル)	960
87	チューブ	650-16	3,780
88	チューブ	700-15	3,730
89	チューブ	700-16	3,780
90	チューブ	750-16	3,920
91	チューブ	750-18	5,110
92	チューブ	825-16	5,120

契約単価は1本当たりの工賃等含む金額(消費税等相当額は除く)

正 誤

○平成19年3月16日付け兵庫県公報号外中

平成19年3月16日（号外）公布兵庫県条例第10号兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例附則第1項中「地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第 号。以下「改正法」という。）」は、平成19年3月30日地方税法の一部を改正する法律の公布により「地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号。以下「改正法」という。）」となった。